

平成 28 年度第 12 回 犬山祭保存会理事・役員会議事録

| | |
|--------------|---|
| 日時 | 平成 29 年 6 月 10 日（土） 19:00～21:00 |
| 場所 | 犬山市福祉会館 303 会議室 |
| 出席者 (敬称略) | <p>【役員】 会長（石田）、副会長（多和田・大澤）、会計（下山）、財務特別委員会副委員長（今井）、伝統文化委員長（小林）、伝統文化副委員長（市橋・長井）、てこ委員長（長谷川）、てこ副委員長（浅野）、企画広報委員長代理（松田）、企画広報副委員長代理（西村）、事務局長（溝口）、会計補佐（松岡）、企画広報委員（吉田、林）</p> <p>【理事】 枝町（武藤）、魚屋町（小川）、下本町（柴田）、熊野町（浅野）、本町（兼松）、練屋町（前田）、寺内町（岩井）、余坂町（小島）、外町（多和田）、坂下大本町（長瀬）、内田（木納）</p> <p>【犬山市】 観光交流課（佐橋）、歴史まちづくり課（中村・市野）</p> |
| 議事 | <p>I. 報告事項</p> <p>①市（歴史まちづくり課）からの報告事項</p> <p>II. 議題</p> <p>①法人化について ②その他</p> |
| 配布資料 | 1. 「平成 28 年度第 12 回理事・役員会」資料 |

| 議事内容 | |
|-----------------------------|---|
| I. 報告事項 ①市（歴史まちづくり課）からの報告事項 | |
| 報告／検討内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、城跡を史跡指定する取組を進めている。城山、体育館跡地、緑地など城山周辺が対象。 ・ 福祉会館（＝大手門跡であり史跡の第 2 段階の候補地である）の今後について検討中であり、意見がほしい。 ・ からくり展示館を今後 3 年程の間に移転整備する計画があり、現在、基本計画を作成中。整備後の施設運営における保存会との協働を視野に入れ、ともに検討していきたい。 |
| 決定事項 | － |
| II. 議題 ①法人化について（資料 p.1～14） | |
| 報告／検討内容 | <p>○法人化に向けてのスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記を済ませば 7 月に法人を設立することが可能。但し、任意団体である現保存会への平成 29 年度 1 年間の活動に対する公的な補助金等が既に交付されている（又は交付決定されている）ため、平成 30 年 5 月末までは任意団体である保存会と法人である保存会との両方を併存させることとなる。任意団体である保存会は平成 30 年 5 月 31 日付で解散予定。 <p>○定款（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般社団法人犬山祭保存会」：一般社団法人は社員が 2 名いれば設立可能である。 ・ 第 3 条の会長による修正案：「当法人は、犬山祭が国指定重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産であることの本旨をよく理解して諸行事を主宰し、針綱 |

| | |
|--|---|
| | <p>神社の例祭の保存、継承、振興に寄与することを目的とする」 →「針綱神社の例祭の保存、…」では目的が小規模すぎる印象がある、との意見が役員会では出た。 →代案：「当法人は、国指定重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産である針綱神社の例祭「犬山祭」の諸行事を主宰し、我が国の伝統文化の保存、継承、振興に寄与することを目的とする」 →要検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5条：「正会員」は法律上の「社員」であり、会社で言うところの「株主」である。現在の理事は社員となり、議決権をもつことになる。対して、賛助会員は、会費の納入義務はあるが議決権はない。 ・ 第7条第1項：入会金はどの程度を想定しているのか？ →入会金は初回会費のことであり、会費は例年どおりと想定している。 ・ 第7条第2項：保存会の自立を目指し、若い人達からもわずかでも会費を集めて資金づくりを進めたい。 ・ 第12条：総会は社員で構成する。当初の社員として想定しているのは現在の正副会長と16町内である。 ・ 第25条第1項：理事の任期が2年とあるが、例えば町会長が理事を兼務する町でその任期が2年より長い（又は短い）場合はどうなるのか？ →登記上の理事の名義を変更するには経費が必要となるため、理事の交替には配慮が必要。 →法人化を機に、各町内で、理事は町会長の充て職などではなく、祭りに関する権限をもつことのできる人に長期固定するための議論をされたい。理事が毎年替わっていたら保存会内での長期的なビジョンに関する議論は進まない。 ・ 第7章：「常任理事会」は現在の役員会の役割を担う。 |
| <p>決定事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュールに関して、7月登記は見送ることとする。 →資料 p.13 記載の各書類は当面提出不要。 →法人設立は、行政への補助金申請書類等の提出時期である2月初旬以前までのいずれかの時期に行う。 |
| <p>II. 議題 ②その他</p> | |
| <p>報告／検討内容</p> | <p>○活動・出展スケジュール（資料 p.15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月18日㊦あいち山車まつり日本一協議会研修会 →予定されていた総会と理事会は延期、研修会のみ開催される。 →参加希望者は、当日13:00に犬山駅改札口に集合。交通費は保存会から支給予定。 ・ 7月15日㊦犬山祭保存会総会 →資料の訂正：会場は福祉会館中ホールではなく大ホール。 <p>○テレビ放映のお知らせ（資料 p.16）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月24日㊦（午前）5:40～6:40 東海テレビ「祭人魂 犬山祭スペシャル」 |
| <p>決定事項</p> | <p>—</p> |
| <p style="text-align: center;">懸案事項／その他補足</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 犬山城の史跡指定や福祉会館跡地の利用についても保存会で議論したい。犬山祭の景観にも関係が | |

ある。

- からくり展示館の移転先の場所については議論をすべき。丸の内もよいが、13町内の中に置くという可能性についても探ってはどうか。施設の管理委託を受けることについても前向きに検討したい。

| | |
|------|--------------------------------|
| 次回日時 | 平成 29 年 7 月 1 日（土） 19:00～21:00 |
| 次回場所 | 犬山市福祉会館 |

| | |
|-----|----------|
| 記録日 | H29/6/12 |
| 記録者 | 市野 |